議案第13号

佐野市立あそ野学園義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備につい て

佐野市立あそ野学園義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条 例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市立あそ野学園義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関す る条例

(佐野市暴力団排除条例の一部改正)

第1条 佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)の一部を 次のように改正する。

第9条第1項中「中学校及び」の次に「義務教育学校並びに」を加える。 (佐野市教育職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市教育職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年佐野市条例 第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校職員」を「、中学校及び義務教育学校の職員」に 改める。

(佐野市スクールバス運行条例の一部改正)

第3条 佐野市スクールバス運行条例(平成17年佐野市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「植野小学校児童」を「植野小学校の児童」に改め、同 条第2号を次のように改める。

(2) あそ野学園義務教育学校の前期課程の児童のうち、戸奈良町、岩崎町、船越町、御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町、山形町、梅園町、閑馬町、下彦間町又は飛駒町から通学する児童の輸送

第2条第3号中「田沼西中学校生徒」を「あそ野学園義務教育学校の後期課程の生徒」に改め、同条第4号中「葛生小学校児童」を「葛生小学校の児童」に改め、同条第5号中「氷室小学校児童」を「氷室小学校の児童」に改め、同条第6号中「常盤中学校生徒」を「常盤中学校の生徒」に改める。

第4条中「船津川線、野上線、閑馬線、飛駒線、会沢線、水木線及び秋山線とする」を「規則で定める」に改める。

(佐野市いじめ問題対策委員会条例の一部改正)

第4条 佐野市いじめ問題対策委員会条例(平成28年佐野市条例第12 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、教育委員会の附属機関として」を加える。 第2条第1号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め る。

(佐野市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

第5条 佐野市いじめ問題再調査委員会条例(平成28年佐野市条例第13 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「行 うため」の次に「、教育委員会の附属機関として」を加える。

(佐野市立学校給食センター条例の一部改正)

第6条 佐野市立学校給食センター条例(平成17年佐野市条例第93号) の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 佐野市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長
- (2) 佐野市立小学校、中学校及び義務教育学校のPTAの代表 (佐野市公民館条例の一部改正)
- 第7条 佐野市公民館条例(平成17年佐野市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表中 " 佐野地区公民館の項中「佐野小学校、」を「佐野小学校通学区域」に改め、同表 " 犬伏地区公民館の項中「犬伏小学校、」を「犬伏小学校通学区域」に改め、同表 " 田沼中央公民館の項中「田沼町全域」を

「旧田沼町全域」に改め、同表中

新合地区のうち山形小学校通 学区域 新合地区のうち閑馬小学校通 を 旧閑馬小学校通学区域 に、 新合地区のうち下彦間小学校 通学区域 旧下彦間小学校通学区域

佐野市葛生中央東一丁目11番 15号

葛生小学校通学区域 葛生南小学校通学区域

を

佐野市葛生東一丁目11番15 号

葛生小学校通学区域 葛生南 小学校通学区域

に改

める。

(佐野市作原野外活動施設条例の一部改正)

第8条 佐野市作原野外活動施設条例(平成20年佐野市条例第49号)の 一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「中学校第3学年、義務教育学校の後期課程第3学年、中等教育学校の前期課程第3学年又は特別支援学校の中学部第3学年の」を「中学校の第3学年及び義務教育学校の第9学年の生徒並びにこれらに準ずる」に改め、同表備考第2項中「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒」を「及び義務教育学校の児童又は生徒並びにこれらに準ずる者」に改める。

(佐野市体育施設条例の一部改正)

第9条 佐野市体育施設条例(平成19年佐野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第8項中「中学生」を「中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒並びにこれらに準ずる者」に改め、同表備考第9項中「高等専門学校の学生(第3学年までの者に限る。)並びにこれら」を「これ」に改め、同表備考に次の1項を加える。

10 別表第2において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務 教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学 の始期に達するまでの者をいう。

(佐野市立博物館条例の一部改正)

第10条 佐野市立博物館条例(平成17年佐野市条例第108号)の一部 を次のように改正する。 別表備考第2項中「、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに準ずる 学校の学生及び生徒」を「及び高等学校の学生又は生徒並びにこれらに準 ずる者」に改め、同表備考第3項中「及び小学校並びにこれらに準ずる学 校の生徒及び児童」を「、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びに これらに準ずる者」に改める。

(佐野市災害見舞金等支給条例の一部改正)

第11条 佐野市災害見舞金等支給条例(平成17年佐野市条例第123 号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次の2項を加える。

- 4 この表において「中学生」とは、中学校及び義務教育学校の後期 課程の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 5 この表において「小学生」とは、小学校及び義務教育学校の前期 課程の児童並びにこれらに準ずる者をいう。

(佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準 に関する条例(平成26年佐野市条例第31号)の一部を次のように改正 する。

第3条第3項中「小学校」の次に「(義務教育学校を含む。第11条及び第27条第3項において同じ。)」を加える。

(佐野市こどもの国条例の一部改正)

第13条 佐野市こどもの国条例(平成17年佐野市条例第126号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「小学校就学の始期に達するまでの者並びに小学校の 児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及び高等専門学校の学生(第3学年 までの者に限る。)並びにこれらに準ずる者」を「高等学校、中学校、小 学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学 校就学の始期に達するまでの者」に改める。

(佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第14条 佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条

例(平成26年佐野市条例第33号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「第19条」の次に「及び第21条」を加える。 (佐野市観光施設条例の一部改正)

第15条 佐野市観光施設条例(平成17年佐野市条例第262号)の一部 を次のように改正する。

別表第1第2項の表備考第1項中「小学校第6学年、義務教育学校の前期課程第6学年又は特別支援学校の小学部第6学年の児童」を「小学校及び義務教育学校の第6学年の児童並びにこれらに準ずる者」に改め、同表備考第2項中「中学校第1学年、義務教育学校の後期課程第1学年、中等教育学校の前期課程第1学年又は特別支援学校の中学部第1学年の生徒」を「中学校の第1学年及び義務教育学校の第7学年の生徒並びにこれらに準ずる者」に改め、同表第7項の表根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古代生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設の項中「幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は」を「幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の幼児、児童又は生徒並びに」に改める。附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理由

佐野市立あそ野学園義務教育学校の開校に伴い、所要の規定を整備する ため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第13号参考資料

佐野市暴力団排除条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現行	改 正 案
(青少年に対する教育のための措置)	(青少年に対する教育のための措置)
第9条 市は、中学校及びこれに準ずる学校において、それらの生徒に対し、	第9条 市は、中学校及び <u>義務教育学校並びに</u> これに準ずる学校において、そ
暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行	れらの生徒に対し、暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及
為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を	び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための教育が行われ
講ずるものとする。	るよう適切な措置を講ずるものとする。
2 (略)	2 (略)

佐野市教育職員の服務の宣誓に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基
づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定す	づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定す
る佐野市立小学校 <u>及び中学校職員</u> (以下これらを「教育職員」という。)の	る佐野市立小学校 <u>、中学校及び義務教育学校の職員</u> (以下これらを「教育職
服務の宣誓に関し定めるものとする。	員」という。) の服務の宣誓に関し定めるものとする。

佐野市スクールバス運行条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現	改正案
(使用の範囲)	(使用の範囲)
第2条 バスの使用は、次のとおりとする。	第2条 バスの使用は、次のとおりとする。

- (1) 植野小学校児童のうち、船津川町から通学する児童の輸送
- (2) 三好小学校児童のうち、御神楽町、長谷場町、白岩町又は作原町から通学 する児童の輸送
- (3) <u>田沼西中学校生徒</u>のうち、御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町、梅園町、閑馬町、下彦間町又は飛駒町から通学する生徒の輸送
- (4) 葛生小学校児童のうち、会沢町から通学する児童の輸送
- (5) 氷室小学校児童のうち、秋山町から通学する児童の輸送
- (6) <u>常盤中学校生徒</u>のうち、秋山町、水木町又は柿平町から通学する生徒 の輸送
- (7) (略)

(運行路線)

第4条 バスの運行路線は、<u>船津川線、野上線、関馬線、飛駒線、会沢線、水木線</u> 及び秋山線とする。

- (1) 植野小学校の児童のうち、船津川町から通学する児童の輸送
- (2) <u>あそ野学園義務教育学校の前期課程の児童のうち、戸奈良町、岩崎町、船</u> <u>越町、御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町、山形町、梅園町、閑馬町、下彦</u> 間町又は飛駒町から通学する児童の輸送
- (3) <u>あそ野学園義務教育学校の後期課程の生徒</u>のうち、御神楽町、長谷場町、 白岩町、作原町、梅園町、閑馬町、下彦間町又は飛駒町から通学する生徒の輸 送
- (4) 葛生小学校の児童のうち、会沢町から通学する児童の輸送
- (5) 氷室小学校の児童のうち、秋山町から通学する児童の輸送
- (6) <u>常盤中学校の生徒</u>のうち、秋山町、水木町又は柿平町から通学する生 徒の輸送
- (7) (略)

(運行路線)

第4条 バスの運行路線は、規則で定める。

佐野市いじめ問題対策委員会条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現行	改 正 案
(設置)	(設置)
第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)	第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)
第14条第3項の規定に基づき、佐野市いじめ問題対策委員会(以下「委員	第14条第3項の規定に基づき <u>、教育委員会の附属機関として</u> 、佐野市いじめ
会」という。)を置く。	問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、学校(法第2条第2項に規定する学校のうち、 市が設置する小学校<u>及び中学校</u>をいう。以下同じ。)におけるいじめの防止等 (法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策に関する審議を 行うこと。
- (2) (3) (略)

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、学校(法第2条第2項に規定する学校のうち、 市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)における いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策 に関する審議を行うこと。
- (2) (3) (略)

佐野市いじめ問題再調査委員会条例の改正案 新旧対照表

(第5条関係)

現	改正案
(設置)	(設置)
第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)	第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)
第30条第2項の規定に基づき、学校(法第2条第2項に規定する学校のう	第30条第2項の規定に基づき、学校(法第2条第2項に規定する学校のう
ち、市が設置する小学校 <u>及び中学校</u> をいう。)に係る法第28条第1項の規定	ち、市が設置する小学校 <u>、中学校及び義務教育学校</u> をいう。)に係る法第28
による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を行うため、	条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」とい
再調査ごとに、佐野市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)	う。)を行うため <u>、教育委員会の附属機関として</u> 、再調査ごとに、佐野市い
を置く。	じめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

佐野市立学校給食センター条例の改正案 新旧対照表

(第6条関係)

現	改 正 案
(運営協議会)	(運営協議会)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。	3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
(1) 小・中学校長	(1) 佐野市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長

(2) 小・中学校 P T A の代表	(2) 佐野市立小学校、中学校及び義務教育学校のPTAの代表
(3) (略)	(3) (略)
$4\sim6$ (略)	4~6 (略)

佐野市公民館条例の改正案 新旧対照表

(第7条関係)

	現 行			改 正 案	
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
″ 佐野地区公民館	佐野市金井上町2519番地	<u>佐野小学校、</u> 天明小学校 通学区域	″ 佐野地区公民館	佐野市金井上町2519番地	<u>佐野小学校通学区域</u> 天明小学校通学区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
" 犬伏地区公民館	佐野市犬伏下町1798番地	<u>犬伏小学校、</u> 犬伏東小学 校通学区域	" 犬伏地区公民館	佐野市犬伏下町1798番地	大伏小学校通学区域 犬 伏東小学校通学区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
"田沼中央公民館	佐野市戸奈良町1番地1	田沼町全域	"田沼中央公民館	佐野市戸奈良町1番地1	旧田沼町全域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
" 山園地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	新合地区のうち山形小学 校通学区域	" 山園地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	旧山形小学校通学区域
" 閑馬地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	新合地区のうち閑馬小学 校通学区域	" 閑馬地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	旧閑馬小学校通学区域

"下彦間地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	新合地区のうち下彦間小 学校通学区域
(略)	(略)	(略)
〃葛生地区公民館	<u>佐野市葛生中央東一丁目</u>	<u>葛生小学校通学区域</u>
	<u>11番15号</u>	<u> 葛生南小学校通学区域</u>
(略)	(略)	(略)

"下彦間地区公民館	佐野市閑馬町361番地1	旧下彦間小学校通学区域
(略)	(略)	(略)
〃 葛生地区公民館	佐野市葛生東一丁目11番 15号	葛生小学校通学区域 葛生 南小学校通学区域
(略)	(略)	(略)

佐野市作原野外活動施設条例の改正案 新旧対照表

(第8条関係)

現	改正案
別表(第13条関係)	別表(第13条関係)
(表略)	(表略)
備考	備考
1 この表において「大人」とは、15歳以上の者(中学校第3学年、義務	1 この表において「大人」とは、15歳以上の者(中学校の第3学年及び
教育学校の後期課程第3学年、中等教育学校の前期課程第3学年又は特	<u>義務教育学校の第9学年の生徒並びにこれらに準ずる</u> 者を除く。)をい
<u>別支援学校の中学部第3学年の</u> 者を除く。)をいう。	う。
2 この表において「中学生以下」とは、小学校、中学校 <u>、義務教育学</u>	2 この表において「中学生以下」とは、小学校、中学校 <u>及び義務教育学</u>
校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部	<u>校の児童又は生徒並びにこれらに準ずる者</u> をいう。
<u>の児童又は生徒</u> をいう。	
$3 \sim 7$ (略)	$3 \sim 7$ (略)

佐野市体育施設条例の改正案 新旧対照表

(第9条関係)

現行	改 正 案
別表第2 (第14条関係)	別表第2(第14条関係)
(表略)	(表略)
備考	備考
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)
8 別表第2において「一般」とは、中学生を除く15歳以上の者をいう。	8 別表第2において「一般」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程
	<u>の生徒並びにこれらに準ずる者</u> を除く15歳以上の者をいう。
9 別表第2において「高校生」とは、高等学校の生徒及び <u>高等専門学校</u>	9 別表第2において「高校生」とは、高等学校の生徒及び <u>これ</u> に準ずる
<u>の学生(第3学年までの者に限る。)並びにこれら</u> に準ずる者をいう。	者をいう。
	10 別表第2において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務教育
	学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に
	達するまでの者をいう。_

佐野市立博物館条例の改正案 新旧対照表

(第10条関係)

(2) = - 214/24/19	
現	改正案
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)
(表略)	(表略)
備考	備考
1 (略)	1 (略)
2 「大学生・高校生」とは、大学、高等専門学校及び高等学校並びにこ	2 「大学生・高校生」とは、大学 <u>及び高等学校の学生又は生徒並びにこ</u>
れらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。	<u>れらに準ずる者</u> をいう。
3 「中学生・小学生」とは、中学校及び小学校並びにこれらに準ずる学	3 「中学生・小学生」とは、中学校 <u>、小学校及び義務教育学校の生徒又</u>

<u>校の生徒及び児童</u> をいう。	は児童並びにこれらに準ずる者をいう。
4 (略)	4 (略)

佐野市災害見舞金等支給条例の改正案 新旧対照表

(第11条関係)

現

行

現	改正案
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)
(表略)	(表略)
備考	備考
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
	4 この表において「中学生」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程
	<u>の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。</u>
	5 この表において「小学生」とは、小学校及び義務教育学校の前期課程
	<u>の児童並びにこれらに準ずる者をいう。</u>

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表 (第12条関係)

74 17	ф <u> </u>
(一般原則)	(一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行	3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行
い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、小学校、他の特定教育・保育施	い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、小学校 <u>(義務教育学校を含む。</u>
設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学	第11条及び第27条第3項において同じ。)、他の特定教育・保育施設等、地
校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携	域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保

改

TF.

 に努めなければならない。
 健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

 4 (略)
 4 (略)

佐野市こどもの国条例の改正案 新旧対照表

(第13条関係)

現行	改 正 案
別表 (第7条関係)	別表(第7条関係)
(表略)	(表略)
備考	備考
1 この表において「高校生以下の者」とは、 <u>小学校就学の始期に達する</u>	1 この表において「高校生以下の者」とは、 <u>高等学校、中学校、小学校</u>
までの者並びに小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及び高等	及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校
専門学校の学生(第3学年までの者に限る。)並びにこれらに準ずる者	<u>就学の始期に達するまでの者</u> をいう。
をいう。	
$2\sim5$ (略)	$2 \sim 5$ (略)

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第14条関係)

L	- 現 1	以 止 籴
	(放課後児童健全育成事業の一般原則)	(放課後児童健全育成事業の一般原則)
	第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校(義務教育学校の前	第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校(義務教育学校の前
	期課程を含む。第19条において同じ。)に就学している児童であって、その	期課程を含む。第19条及び第21条において同じ。)に就学している児童であ
	保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携	って、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域
	の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童	等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよ
	の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、も	う、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立

い。

 $2 \sim 5$ (略)

って当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならな 等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなけ ればならない。

 $2 \sim 5$ (略)

佐野市観光施設条例の改正案 新旧対照表

(第15条関係)

現	改 正 案
別表第1(第4条、第12条関係)	別表第1(第4条、第12条関係)
1 (略)	1 (略)
2 蓬山ログビレッジ	2 蓬山ログビレッジ
(表略)	(表略)
備考	備考
1 この表において「大人」とは、12歳以上の者(小学校第6学年、義務教育学校の	1 この表において「大人」とは、12歳以上の者(<u>小学校及び義務教育学校の第6学</u>
前期課程第6学年又は特別支援学校の小学部第6学年の児童を除く。)をいう。	<u>年の児童並びにこれらに準ずる者</u> を除く。)をいう。
2 この表において「小人」とは、4歳から12歳までの者(中学校第1学年、義務教	2 この表において「小人」とは、4歳から12歳までの者(中学校の第1学年及び義
育学校の後期課程第1学年、中等教育学校の前期課程第1学年又は特別支援学校の	務教育学校の第7学年の生徒並びにこれらに準ずる者を除く。)をいう。
中学部第1学年の生徒を除く。)をいう。	
3 (略)	3 (略)
3~6 (略)	3~6 (略)

7 学校の教育計画に基づく利用

施設名	区分					金額
根古屋森林公	学校教育	宿泊	午後1時	幼稚園の幼児、	1人	1,100円
園、蓬山ログビ	法(昭和		から翌日	小学校の児童若		
レッジ、ウッド	22年法律		の午前10	しくは中学校の		

7 学校の教育計画に基づく利用

施設名		金額				
根古屋森林公	学校教育	宿泊	午後1時	幼稚園、小学	1人	1,100円
園、蓬山ログビ	法(昭和		から翌日	校、中学校及び		
レッジ、ウッド	22年法律		の午前10	義務教育学校の		

ランド森沢、古	第26号)			時まで	<u>生徒又は</u> これら	
代生活体験村及	第1条に				に準ずる者	
びあきやま学寮	規定する					
の宿泊施設	学校が教				上記以外の者	1人 1,320円
	育計画に		į			
	基づいて		帰	午前10時	幼稚園の幼児、	1人 370円
	利用する	り		から午後	小学校の児童若	
	場合			4時まで	しくは中学校の	
					<u>生徒又は</u> これら	
					に準ずる者	
					上記以外の者	1人 440円

ランド森沢、古	第26号)			時まで	幼児、児童又は	
代生活体験村及	第1条に				生徒並びにこれ	
びあきやま学寮	規定する				らに準ずる者	
の宿泊施設	学校が教				上記以外の者	1人 1,320円
	育計画に	日	帰	午前10時	幼稚園、小学	1人 370円
	基づいて	n	7113	から午後	校、中学校及び	
	利用する			4時まで	義務教育学校の	
	場合			1 ,0, ,	幼児、児童又は	
					生徒並びにこれ	
					らに準ずる者	
					上記以外の者	1人 440円